

ISSN 1342-5269

昭和二十二年九月二十二日第三種郵便物認可
平成十一年三月十五日發行

中央 労働時報

第949号
臨時増刊

監修 中央労働委員会事務局

第53回(平成10年11月11日～13日)
全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

財団法人 労委協会

第二議題

○パネルディスカッション

労使関係の変化と労働委員会制度のあり方について

○司会者	菅野 和夫（中労委・公）
○問題提起・パネラー	諏訪 康雄（中労委・公）
○パネラー	嶋田 一夫（中労委・労）
小川 泰一（中労委・使）	小島 栄吉（新潟・労）
茂泉 義佐（宮城・使）	作巳（山形・公）

○菅野（司会） それでは、定刻でござい

ますので、第五二回企労委総会のパネルディ

送付しております。

スカッション「労使関係の変化と労働委員会制度のあり方について」を開催させていただきます。私は中央労働委員会の公益委員をやつております菅野と申します。本日は、このパネルディスカッションの司会を

は中央労働委員会の公労使委員の共同提案の議題でござります。その議題の趣旨、内容はこれから詳しく述べます。その議題の趣旨、内

容はこれから詳しく述べます。その後各パネラーの委員の方々の意見

の議題でござります。その議題の趣旨、内

最初に諏訪委員より問題提起をしていただ

き、その後各パネラーの委員の方々の意見

を表明をしていただきます。休憩後、最初に山形地方労働委員会会長の設楽委員に、この議題に関連した本年の海外視察のご報告

をお願いしてあります。そのあとで第一ラウンドでの意見開陳を踏まえた意見開陳を

～

は、このパネルディスカッショントークセッションの司会を担当させていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

本日のパネラーの方々は、パネラー兼問題提起者の中の中央労働委員会公益委員の諏訪

は、このパネルディスカッショントークセッションの司会を担当させていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

は、このパネルディスカッショントークセッションの司会を担当させていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

は、このパネルディスカッショントークセッションの司会を担当させていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

会の公益委員の道幸委員、中央労働委員会労働者委員の嶋田委員、新潟地方労働委員会労働者委員の小島委員、中央労働委員会労働者委員の小川委員、宮城地方労働委員会労働者委員の茂泉委員です。

本日の議題についての資料は、本日の総会資料の中に若干のものが綴じ込まれており、それは後ほどご説明いただきます。その

度をどのように考えていくかについて、い

うつたてを二つを受けて、三番目に「問題提起と議論の絞り込み」ということで、労働委員会制度をどのように設計するかという問題についての確

認をしてみたいと思います。そして、その

対策はどのようなものか、といった内容になると場内の皆様に参加していただき、意見を伺いたいと思います。それでは、最初に問

題提起を諏訪委員からお願いいたします。

では最初に、労使関係の変化についてお

話をさせていただきます。ここでは三点の問題に限って論じてみたいと思います。最初に、初が就業人口、雇用者人口、そして雇用者がその中に占める比率の変化です。四〇頁

の第一図と第二図ですが、第一図は、この

～

間の経済成長の軌跡を五年ごとに、どのくらい平均成長率で伸びたかをグラフにしてあるものです。左側が名目値であり、右側が実質値です。実質のほうで見たほうがよろしいかと思いますが、一〇%ほどの成長を遂げていた高度成長期が終わって、第一次石油ショック以後、今度は安定成長を遂げ、やがてバブルを迎えて、そのあとはござんじのとおりの厳しい経済成長になつております。

このように我々は、この三〇年あまり間に一挙に経済における大国化をいたしました。経済面において、現在のような大兄二

なつたわけですが、ではその間、一体労働者の状況はどうなつたかを数量的にだけ第二図で確認させていただきたいと思います。棒グラフは左が目盛りで一、〇〇〇万人単位、数字は一万人単位です。その中における雇用者の比率、つまり、雇用労働者の比率は右側の目盛りで、パーセンテージです。これは折れ線グラフで示してあります。ご覧になればわかりますように、この間に全就業者、働く人たちの数は四、七〇〇万人から六、四五六万人ほどに増えましたが、その増え方は五割程度です。しかしながら、大きく伸びたのは雇用者の数で、昭和三〇年には一、八〇〇万人ほどでしたのが、平成七年には五、三〇〇万人ほどになりました。この間における全就業者中の雇用者の比率は、昭和三〇年が四四%で、労働法の

適用対象になる雇用労働者は全就業者の半分にも満たない状況でしたが、現在は八二%と、大部分の人が労働法の適用対象になつていています。その結果、雇用労働者になつています。これほど数が増え、また比率が高まつたところから、労働者中、とりわけ雇用労働者における多様化、タイプの違いが目に付くようになつてきたわけです、これが第一点目です。量がこれほど増え、比率が高まつたということは、当然内部に多様化を含むようになつているのではないかとういふとです。

です。平成になつてから九年分がこの表にまとめていますが、平成元年度の合計件数七万五、〇〇〇件余は、平成九年度には一二万一、〇〇〇件余になり、実に五割方相談件数が増えてます。その内容は表の中でも、いろいろ項目ごとに分類がしてあります。労使関係の相談は、平成元年には相談件数中の約八%でしたが、平成九年には四%ほどに下がりました。それに対してほかの項目値がかなり増えたわけです。こうして我々は、紛争の状況、あるいはそれを支えるというか、その背景になる事

これらの細かい点は皆様のお手元に事前配布された「労使関係法研究会の報告書」のほうで丁寧に扱っていますので、ここでは少し視点を変えて簡略にしたものをお示してご説明したいと思います。

第三図は、集団的な労働争議の件数の変化を、ほぼ五年ごとに見たものですが、これによりますと、第一次石油ショック直後の昭和五〇年ごろをピークとして紛争の件数が落ちてきています。他方、労働関係の訴訟等は第四図に見られるように増えてきています。とりわけ平成に入つてバブルがはじけた以後、紛争件数が急速に増えています。皆様ご存じのとおりです。

四二頁の第一表、これは労政主管事務所における相談窓口が扱つた相談件数の推移

です。平成になつてから、の九年分がこの表にまとめあります。平成元年度の合計件数七万五、〇〇〇件余は、平成九年度には一万一、〇〇〇件余になり、実に五割方相談件数が増えています。その内容は表2の中で、「いろいろ項目ごとに分類」がありますが、労使関係の相談は、平成元年には相談件数中の約八%でしたが、平成九年には四%ほどに下がりました。それに対してもほかの項目値がかなり増えたわけですが、こうして我々は、紛争の状況、あるいはそれを支えるというか、その背景になる事情におけるこうした戦後の急速な変化を目に付けています。組織率だけを確認しておきますと、現行労働組合法ができた昭和二四年の組織率は五五・八%、組織労働者人數は六六六万人ほどでしたが、昭和四五年ごろには三五・四%の組織になりました。ただし、組織労働者数は一、一六一万人、平成九年度では組織率二二・六%、組織人員二二九万人になったわけです。すなわち組織率は、かつての半分以下になりましたが、組織人員では二倍になつていいわけです。こうした労使関係の変化を受けて、労使紛争処理でも新たな課題を我々は迫られて、争處理でも新たな課題を我々は迫られて、と思われます。それを次にご説明します。

紛争処理法といふのは伝統的な言い方で、労働訴訟法とか労働争訟法などと呼べると思われます。それを次にご説明します。

手続的な側面は、先進国における労働法

では、労働法の中は重要な体調、位置付けとして存在します。個別的な労働関係の分野の法、団体的な労働関係の法、それから少し離れた所にある労働市場をめぐる法、さらに紛争処理をめぐる法、これらが四本柱です。しかしながら、日本では労働紛争処理法の分野は、これまであまり積極的に議論されてこずし、むしろ伝統的には公共部門の労働法が四本目の柱として挙げられている場合のほうが多いと思われます。

この労働紛争処理法がどれほど大事かは原理的に考えればすぐにわかります。なぜならば権利は紙の上に書いただけではなくて、意味がなく、紛争を現実に簡易、迅速、適正に処理できるようなメカニズムが整っていない所では権利は絵に描いた餅になってしまふからです。したがって、権利の実現のために先進国では、実は遅く一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて労働裁判所、労働審判所といった個別紛争を扱う機関が生まれ、またそれに関する法の研究が盛んに行われてきました。

ところが、日本では契約的な議論が伝統的に薄かつたこともあつたのでしようが、戦後、労働法を作っていくときに、当初の設計で、このような個別紛争の処理に関しても正面から扱つた考え方がなかなか出ず、労働者は一人では弱くて、団体を組んで処理をしなければいけない。したがって、その団体が組みやすいように不当労働行為制

度のような枠組みを作り、また争議行為等が問題解決のために自助努力の道を開く。その争議がうまくいかなかつたときに、初めて国家は争議調整等の助力をするという構造的な設計がなされました。その意味では、個別紛争というのは、労働組合の中で扱つてもらうか、そうでなければ裁判所に行くという基本的な考え方だつたように思われます。

もつともこのように言い切りますと、やや言い過ぎで、実は労働基準監督署、あるいは女性少年室（かつての婦人少年室）みたいな所が、行政的に紛争のうちのある部分を扱つて、これに対応するというメカニズムも確かに作られてはおりましたが、それが扱う事件の範囲は限られていて、さまざまな個別紛争のすべてを扱つようにはなつていなかつたことは、皆様ご存じのとおりです。

こうしたいわば西欧式の労働法を考えるときに、積み残してきた個別的な労使紛争にどのように対応するかという問題が、最近の実務における変化の中改めて切実に問題として提起されてきました。したがつて、これは単に団体的な労使関係が後退的な基調にあるから個別紛争処理の必要が出ってきたのだということだけではなく、それ以上にそもそも労働法というのは、どのよ

うな体系性を持っていたのか、あるいはこのうい紛争処理法というのは、原理的にど

のように位置付けるべきかということからも、我々は考えてみる必要があるのではないかと思つています。

そこでこうした新しい課題に対し、最

近労使双方をはじめ、研究者、あるいは実務家の皆さんのが、さまざまな提案をするようになつてきました。連合と日経連がそれぞの立場から提案されました。詳しく述べほど語つていただきますが、連合は労働委員会の内部でこのようないくつかの提案をされ、それに対して日経連側は民事調停という制度で個別紛争を扱つたらどうだろうか。そのほうがいろいろな面でよろしいのではないかという提案をされたわけです。

また労使関係法研究会では、この間出たさまざまな改革案を、いろいろと取り上げ、そのメリット、デメリット等を説明しています。考え方としてメリット、デメリットがいろいろあるということは、報告書の六一頁以下で議論がなされています。検討の対象になつているのは、労働委員会が個別

に機能するものとがあるように思いますが、争を扱うメカニズムを考えたらどうかといふ提案をされ、それに対して日経連側は民事調停という制度で個別紛争を扱つたらどうだろうか。そのほうがいろいろな面でよろしいのではないかという提案をされたわけです。

こうしたそれぞれのアイデアは、相互に排他的な提案と、組み合わせて相互補完的に機能するものとがあるように思いますが、重要なポイントがいくつもあります。第一う提出来られ、それに対して日経連側は民事調停という制度で個別紛争を扱つたらどうだろうか。そのほうがいろいろな面でよろしいのではないかという提案をされたわけです。

こうしたそのためには、この間出たさまざまな改革案を、いろいろと取り上げ、そのメリット、デメリット等を説明していく必要があります。考え方としてメリット、デメリットがいろいろあるということは、報告書の六一頁以下で議論がなされています。検討の対象になつているのは、労働委員会が個別

に機能するものとがあるように思いますが、争を扱うメカニズムを考えたらどうかといふ提案をされ、それに対して日経連側は民事調停という制度で個別紛争を扱つたらどうだろうか。そのほうがいろいろな面でよろしいのではないかという提案をされたわけです。

こうしたそのためには、この間出たさまざまな改革案を、いろいろと取り上げ、そのメリット、デメリット等を説明していく必要があります。考え方としてメリット、デメリットがいろいろあるということは、報告書の六一頁以下で議論がなされています。検討の対象になつているのは、労働委員会が個別

に機能するものとがあるように思いますが、争を扱うメカニズムを考えたらどうかといふ提案をされ、それに対して日経連側は民事調停という制度で個別紛争を扱つたらどうだろうか。そのほうがいろいろな面でよろしいのではないかという提案をされたわけです。

こうしたそのためには、この間出たさまざまな改革案を、いろいろと取り上げ、そのメリット、デメリット等を説明していく必要があります。考え方としてメリット、デメリットがいろいろあるということは、報告書の六一頁以下で議論がなされています。検討の対象になつているのは、労働委員会が個別

止めて対応措置をとるとしても、どういつた機関で対処したらいいかということです。ここでは各種の提案の相互の比較が重要であると同時に、今後の日本社会における社会の変化をどのように見通すかも重要な課題かと思われます。

三項目は、いよいよここで労働委員会が登場するわけですが、こうした個別紛争等の進展の中で、労働委員会はどういった対応をすべきかです。もしこれに取り組むことになりますと、どこまで、どのようなことを行うべきか。これに関しては、第五表、あるいは第五図などが、この間の労働委員会の動き等を示しています。また労働委員会がどう対応すべきかとい

う点では、当然労働委員会は、従来型の守備範囲を守つていくのだと、個別紛争は然るべき所で解決してもらおうがよろしいでないかという選択肢を採った場合も、では従来型の問題を処理するときに、労働委員会は一体どうすべきか。これはここ数年繰り返し繰り返し議論されてきたところであります。改めて労働委員会の存在意義が問わ

ることになるのではないかと思われます。

労働委員会制度観とか、労働委員会のイ

メージというのは、中労委が見ていく労使

紛争と我々が見ている労使紛争では若干違

います。特に地労委段階では早期の和解が

重視されます。不当労働行為の申立てがあつ

て、特に北海道の場合は三ヵ月以内ぐら

い多くの事件は和解で解決しています。

につきまして、その趣旨、内容を整理してご説明いただきました。労使関係の変化の内容、紛争処理法という原理的な課題が生じていることと、そして実際の制度改革についてさまざまな選択肢があつて、その相互関係もあるいは補完的だつたり、あるいは排他的であつたりするということ。今後検討すべき課題として、制度改革と現行制度の中での課題と相互にわたつて問題提起をしていただきました。

そこで、これを踏まえてパネリストの方々から順次ご意見の表明をしていただきたいと思います。まず北海道地労委の道幸委員にお願いいたします。

○道幸 私は個別紛争処理のあり方と労働

委員会制度というのは、直接には関連がな

いのではないかと思っておりますが、最近

の流れは関連づけています。ここでは最初

に諏訪さんとは別な観点から労働委員会の

現状の話をして、次にそれと個別紛争処理

がどう関連するかということでお話をした

いた。

ただ、実際に事件処理をして痛感したの

は、労働委員会の委員になる前は和解とい

うのはボス交で決まる、まあまあで決まる

ところは、そのまま決めるのは非常に少ない。

実際は救済命令が出たらどうなるかとい

う意味では機能としては和解ですが、そ

の和解が有効に成立するためには、救済命

令の実効性が非常に重要だと強く感じまし

た。

次に判定的な側面についていくつか問題

があると思います。一つは遅滞とか遅延の

問題です。これは多くの労働委員会では問

題になつておらず、むしろ中労委、都労委、

大阪などいくつかの労働委員会の問題だと

思います。

そういう意味では、司法救済と行政救済

を二分化した責任は、学会の責任でもある

わけで、そのつけが現在起きていると感じ

ております。さらに行政救済法理の独立性

が抽象的には随分議論されていますが、実

じめ非常に広範な裁量が認められています。

しかし、実際には労働委員会の命令という

のは、非常にワンパターン化しています。

かということで、制度観とか制度イメージ

多様な試み、アイデアが必要ではないかと

考えています。とりわけ、労使委員のアイ

デアを期待したいと思っています。

もう一つは、取消訴訟のあり方です、こ

とか不当労働行為制度のあり方という場合

に、実質的に二つの見方から我々も考えて

いるし、労使も捉えていると考えておりま

す。

いと考えています。労働委員会制度の問題

は、労働委員会の委員になる前は和解とい

うのはボス交で決まる、まあまあで決まる

ところは、そのまま決めるのは非常に少ない。

実際は救済命令が出たらどうなるかとい

う意味では機能としては和解ですが、そ

の和解が有効に成立するためには、救済命

令の実効性が非常に重要だと強く感じまし

た。

ただ、こういう事態が生じたのは、裁判

所だけの問題ではなく、我々労働法の研究

者の責任でもあるわけです。つまり、労働

法学会全体としては、不当労働行為の行政

救済については、十分理論化しておりませ

んでした。労働委員会に関係した研究者は

そういう問題関心を持っていますが、学

会全体会としても、不当労働行為を民事裁判

で、どうその権利を実現するかということ

が、中心的な課題でした。特に固交権につ

いて固交権処分の問題とか、地位確認の請

求という形で争われています。

そういう意味では、司法救済と行政救済

を二分化した責任は、学会の責任でもある

わけで、そのつけが現在起きていると感じ

ております。さらに行政救済法理の独立性

が抽象的には随分議論されていますが、実

じめ非常に広範な裁量が認められています。

しかし、実際には労働委員会の命令という

のは、非常にワンパターン化しています。

かということで、制度観とか制度イメージ

多様な試み、アイデアが必要ではないかと

考えています。とりわけ、労使委員のアイ

デアを期待したいと思っています。

もう一つは、取消訴訟のあり方です、こ

とか不当労働行為制度のあり方という場合

に、実質的に二つの見方から我々も考えて

いるし、労使も捉えていると考えておりま

す。

いと考えています。労働委員会制度の問題

は、労働委員会の委員になる前は和解とい

うのはボス交で決まる、まあまあで決まる

ところは、そのまま決めるのは非常に少ない。

実際は救済命令が出たらどうなるかとい

う意味では機能としては和解ですが、そ

の和解が有効に成立するためには、救済命

令の実効性が非常に重要だと強く感じまし

た。

ただ、こういう事態が生じたのは、裁判

所だけの問題ではなく、我々労働法の研究

者の責任でもあるわけです。つまり、労働

法学会全体としては、不当労働行為の行政

救済については、十分理論化しておりませ

んでした。労働委員会に関係した研究者は

そういう問題関心を持っていますが、学

会全体会としても、不当労働行為を民事裁判

で、どうその権利を実現するかということ

が、中心的な課題でした。特に固交権につ

いて固交権処分の問題とか、地位確認の請

求という形で争われています。

そういう意味では、司法救済と行政救済

を二分化した責任は、学会の責任でもある

わけで、そのつけが現在起きていると感じ

ております。さらに行政救済法理の独立性

が抽象的には随分議論されていますが、実

じめ非常に広範な裁量が認められています。

しかし、実際には労働委員会の命令という

のは、非常にワンパターン化しています。

かということで、制度観とか制度イメージ

多様な試み、アイデアが必要ではないかと

考えています。とりわけ、労使委員のアイ

デアを期待したいと思っています。

もう一つは、取消訴訟のあり方です、こ

とか不当労働行為制度のあり方という場合

に、実質的に二つの見方から我々も考えて

いるし、労使も捉えていると考えておりま

す。

いと考えています。労働委員会制度の問題

は、労働委員会の委員になる前は和解とい

うのはボス交で決まる、まあまあで決まる

ところは、そのまま決めるのは非常に少ない。

実際は救済命令が出たらどうなるかとい

う意味では機能としては和解ですが、そ

の和解が有効に成立するためには、救済命

令の実効性が非常に重要だと強く感じまし

た。

ただ、こういう事態が生じたのは、裁判

所だけの問題ではなく、我々労働法の研究

者の責任でもあるわけです。つまり、労働

法学会全体としては、不当労働行為の行政

救済については、十分理論化しておりませ

んでした。労働委員会に関係した研究者は

そういう問題関心を持っていますが、学

会全体会としても、不当労働行為を民事裁判

で、どうその権利を実現するかということ

が、中心的な課題でした。特に固交権につ

いて固交権処分の問題とか、地位確認の請

求という形で争われています。

そういう意味では、司法救済と行政救済

を二分化した責任は、学会の責任でもある

わけで、そのつけが現在起きていると感じ

ております。さらに行政救済法理の独立性

が抽象的には随分議論されていますが、実

じめ非常に広範な裁量が認められています。

しかし、実際には労働委員会の命令という

のは、非常にワンパターン化しています。

かということで、制度観とか制度イメージ

多様な試み、アイデアが必要ではないかと

考えています。とりわけ、労使委員のアイ

デアを期待したいと思っています。

もう一つは、取消訴訟のあり方です、こ

とか不当労働行為制度のあり方について

は、労働委員会の委員になる前は和解とい

うのはボス交で決まる、まあまあで決まる

ところは、そのまま決めるのは非常に少ない。

実際は救済命令が出たらどうなるかとい

う意味では機能としては和解ですが、そ

の和解が有効に成立するためには、救済命

令の実効性が非常に重要だと強く感じまし

た。

ただ、こういう事態が生じたのは、裁判

所だけの問題ではなく、我々労働法の研究

者の責任でもあるわけです。つまり、労働

法学会全体としては、不当労働行為の行政

救済については、十分理論化しておりませ

んでした。労働委員会に関係した研究者は

そういう問題関心を持っていますが、学

会全体会としても、不当労働行為を民事裁判

で、どうその権利を実現するかということ

が、中心的な課題でした。特に固交権につ

いて固交権処分の問題とか、地位確認の請

求という形で争われています。

そういう意味では、司法救済と行政救済

を二分化した責任は、学会の責任でもある

わけで、そのつけが現在起きていると感じ

ております。さらに行政救済法理の独立性

が抽象的には随分議論されていますが、実

じめ非常に広範な裁量が認められています。

しかし、実際には労働委員会の命令という

のは、非常にワンパターン化しています。

かということで、制度観とか制度イメージ

多様な試み、アイデアが必要ではないかと

考えています。とりわけ、労使委員のアイ

デアを期待したいと思っています。

もう一つは、取消訴訟のあり方です、こ

とか不当労働行為制度のあり方について

は、労働委員会の委員になる前は和解とい

うのはボス交で決まる、まあまあで決まる

ところは、そのまま決めるのは非常に少ない。

実際は救済命令が出たらどうなるかとい

う意味では機能としては和解ですが、そ

の和解が有効に成立するためには、救済命

令の実効性が非常に重要だと強く感じまし

た。

ただ、こういう事態が生じたのは、裁判

所だけの問題ではなく、我々労働法の研究

者の責任でもあるわけです。つまり、労働

法学会全体としては、不当労働行為の行政

救済については、十分理論化しておりませ

んでした。労働委員会に関係した研究者は

そういう問題関心を持っていますが、学

会全体会としても、不当労働行為を民事裁判

で、どうその権利を実現するかということ

が、中心的な課題でした。特に固交権につ

いて固交権処分の問題とか、地位確認の請

求という形で争われています。

そういう意味では、司法救済と行政救済

を二分化した責任は、学会の責任でもある

わけで、そのつけが現在起きていると感じ

ております。さらに行政救済法理の独立性

が抽象的には随分議論されていますが、実

じめ非常に広範な裁量が認められています。

しかし、実際には労働委員会の命令という

のは、非常にワンパターン化しています。

かということで、制度観とか制度イメージ

多様な試み、アイデアが必要ではないかと

考えています。とりわけ、労使委員のアイ

デアを期待したいと思っています。

もう一つは、取消訴訟のあり方です、こ

とか不当労働行為制度のあり方について

は、労働委員会の委員になる前は和解とい

案外研究もされておりませんし、議論もされていない。これから労働委員会関係者および研究者は、この点を研究する必要があります。

特に私が重要なのは二点あります。一つは、行政という公的な機関が、なぜ不当労働行為の救済をしているか。これは私と考えています。公的な側面をどう考えるかという問題です。もう一つは、旧労組法というのには昭和二〇年に、現行法が昭和二四年に成立しています。つまり、昭和二〇年代初頭の労使関係イメージとか、組合イメージを前提にしています。五〇年前の、いわば対決型というか階級型労使関係観を前提とした不当労働行為法理というのは、もう実態に合いません。現在の労使関係観を踏まえた新しい法理論、例えば、便宜供与であっても問題がないとか、そういう新しい視角が必要ではないかと考えております。

次に個別紛争との関係をお話します。実際に、現在、いわゆる駆け込み訴えの事件処理で個別紛争を処理しております。労働委員会はいろいろな形で経験があると思います。ただ、実際は個別紛争ですが、無理に組合と絡ませなければあせんも不当労働行為の救済もできませんから、無理に組合的な問題になっています。

特に私が重要なのは二点あります。一つは、行政という公的な機関が、なぜ不当労働行為の救済をしているか。これは私と考えています。公的な側面をどう考えるかという問題です。もう一つは、旧労組法というのには昭和二〇年に、現行法が昭和二四年に成立しています。つまり、昭和二〇年代初頭の労使関係イメージとか、組合イメージを前提にしています。五〇年前の、いわば対決型というか階級型労使関係観を前提とした不当労働行為法理というのは、もう実態に合いません。現在の労使関係観を踏まえた新しい法理論、例えば、便宜供与であっても問題がないとか、そういう新しい視角が必要ではないかと考えております。

個別紛争処理の場合のテクニックと、それに伴う研修も非常に重要になります。特に労働法というのは、ここ十五年ぐらいで非常に変わっていますから、最近の労働法の、特に労働判例のフォローは大変な仕事になります。労使関係の問題は、労使関係観を諏訪先生報告の労使関係法研究会の分析に従って、どうも解決できないという場合もあります。

個別紛争処理の論点で欠落しており、十分議論されていない問題は、労働者教育、つまり労働者がどうやって労働法の知識を得るかについてです。例えば、中学校とか高校の家庭科で消費者教育みたいなものをやっています。ところが、そういうレベルで労働者教育というのはやつていません。

「あり方」と言われたときに、私がいちばん危惧というか、強い意見を持つたのは、ばん危惧というか、強い意見を持つたのは、たぶん同じような心配を持たれて労働者と労働組合法の改正に結び付いていくことに

ついでです。連合の問題提起の中には具体的にありませんが、労使関係法研究会の報告では審級制の見直しとして、労働委員会制度の二審制の見直しを含む問題提起がされています。これからは消費者と同じように労働者について、生活者としての教育を

労働法制全体を見直すとなると、いちばんに危惧するのは集団的労使関係、午前中二つ目の心配は、労働基準法の改正で労使委員会というのができますが、法がそ

個別の処理について一定の役割を果たすと
いうのが、今までの経験や三者構成との
関係では、非常に適合的ではないかと思つ
ています。重要なのは、よく集団紛争より
個別紛争のほうが解決が容易であると思わ
れる向きもあるかもしれません、個別紛
争の解決は実際にかなり困難です。集団紛
争のほうが多く人の目もありますし、い
ろいろな形で説得できる。しかし、個別紛
争になりますと、非常に変わった人が来て、
どうも解決できないという場合もあります。

諏訪先生報告の労使関係法研究会の分析
によれば、私は「改悪」されたと思っていますが、
ると思いますが、二、三の意見を述べたい
と思います。

個別紛争処理の必要性、その社会的
機関として、どのようなものを作るかとい
う問い掛けは重要だと思います。連合はそ
うした意味でその分担を労働委員会がすべ
きだと考えています。

個別紛争処理の論点で欠落しており、十
分議論されていない問題は、労働者教育、
つまり労働者がどうやって労働法の知識を得
るかについてです。例えば、中学校とか

高校の家庭科で消費者教育みたいなものを
やっています。ところが、そういうレベル
で労働者教育というのはやつていません。

「あり方」と言われたときに、私がいち
ばん危惧というか、強い意見を持つたのは、た
ぶん同じような心配を持たれて労働者と労
働組合の権利について強く主張されたので

はないかと思います。私も労働市場の秩序
確立という意味で、健全な労働組合の育成、
健全な労使関係の発展を重視しなければな
らないという点を、まず一つ目に強調した
う思っています。

○菅野 ありがとうございました。それで
は、中央労働委員会の鷲田委員にお願い
を主張されました。そのところが揺らぐ
のかどうかという心配です。日経連の報告
を見ますと、その点では経済産業社会とい

うか、労働市場における秩序という問題を
のあり方について、連合とともに考えをま
とめてまいりましたパンフレットをご覧い
ただきたいと思います。それだけでは役割

も、私どもが個別紛争を含めた労働委員会
のあり方について、連合とともに考えをま
とめてまいりましたパンフレットをご覧い
たします。

○鷲田 私が下手な発言で申し上げるより
は、中央労働委員会の鷲田委員にお願い
を主張されました。そのところが揺らぐ
のかどうかという心配です。日経連の報告
を見ますと、その点では経済産業社会とい

うか、労働市場における秩序という問題を
のあり方について、連合とともに考えをま
とめてまいりましたパンフレットをご覧い
たします。

いう準備をしたときに、その手続が完全に行われている状況があつたときに、労働条件の不利益変更についての司法判断は労働者に不利になつていく危険性はないのか。

労組法第二条とか第五条とか、いまの労働組合は民主的な手続をきちんと具備しなければならない。それは法で決められてるだけではなく、労働組合はそうでなければ自らの意思は決定されないわけです。そういう意味での制約を持たない労使委員会で労働条件に合意する制度を法の中に準備したときに、その制度のもとにおける労働者代表は信頼されるのだろうか。私は個別紛争が増える要素を作ったのではないかと考えています。私は個別の労使関係といふ言葉がわからぬのですが、これは集団的労使関係の視野に入れて、労組法が労働組合の資格要件を含めたものの見方を広げて、これらの問題に対応することができる、言葉を変えていうと、集団的労使関係の中に、紛争を処理することができる、必要な措置を考える必要があるのでないかと思います。

そのほかは審査の迅速化や現行の改善の問題等、さまざまあります。時間がありませんので、一つだけ申しますと、労使関係研究会の報告を読んで、大変勉強ですが、改めて五七年報告というか提言があることを知りました。それ以降も労働委員会の仕事が改善されていないという指摘があ

ります。同じようなことが今度も問題にされていますが、なぜ指摘されたことができるのでということについて、私たちは議論する必要があります。職員の専門化の問題やさまざまな問題が、なぜできないのか、という問題があると思います。

昨日労働側の意見交換がありましたが、私どもは方針の中で、会長の職員併任に対する同意権というのは、現在の労働委員会規則の中でも定められていますが、会長がそういう同意権を行使して、適切な事務局体制を構成していくこともあつていいはずではないか。そういう問題を今後どう考えるか。現行法の中でできることを具体的に考へるという問題について、昨日は我々の議論の中で確認したわけです。そういう意味で挙げますと、いくつかの改善がされる可能性が指摘できると思います。まださまざまありますが、時間がありませんので、次の五分のときについたします。

○菅野 どうもありがとうございます。それでは新潟地労委労働者側委員の小島委員にお願いいたします。

部分的にはあります、労使でお互いに話し合つて共同行動を行うことも現実に行われているわけですから、そういう面での労使関係は、成熟・安定してきていると話します。

しかし反面、全てではありませんが、特によつても、「比較的事件の少ない地方の立場で体験的な意見を言いなさい」というに中小零細と言われる企業においては、

そこでもう一つ問題なのは、大企業の多くには労働組合がありますから、そこでの労使関係のトラブルは、団体交渉なり、労働者の立場で考えていくと、確かに生じる問題があります。職員の専門化の問題やさまざまな問題が、なぜできないのか、という問題があると思います。

個人の生き方や価値観が多様化していくます。そういった中で、いろいろな格差の問題も指摘されています。特に地域間格差、あるいは企業間格差なり、あるいは同じ労働者と比較して自分との格差といった問題もありますが、そのことによって一方的な解雇、あるいは賃金の引下げなども行われており、そういう面でのトラブルも後を絶たない状況にあります。

また近年、企業の合理性を追求していく、個人の生き方や価値観が多様化していくます。そういった中で、いろいろな格差の問題も指摘されています。特に地域間格差、あるいは企業間格差なり、あるいは同じ労働者と比較して自分との格差といった問題もありますが、そのことによって一方的な解雇、あるいは賃金の引下げなども行われており、そういう面でのトラブルも後を絶たない状況にあります。

まずテーマの、労使関係の変化という面古い感覚の使用者が多く残っています。最近は事件の中でも若い経営者でそういう感覚の人が出でていますので、古いとばかりお話をあつた通りだと思います。特に労使の立場で考えていくと、確かに生じる問題がありますが、そういう中小企業の事件が出てきています。

まずテーマの、労使関係の変化という面古い感覚の使用者が多く残っています。最近は事件の中でも若い経営者でそういう感覚の人が出でていますので、古いとばかりお話をあつた通りだと思います。特に労使の立場で考えていくと、確かに生じる問題がありますが、そういう中小企業の事件が出てきています。

使協議会なり、苦情処理委員会なり、いろいろな場で解決できることが多くあるわけです。もちろん内部で解決できなくとも労働委員会なり、場合によつては裁判所に持ち込むことも可能です。しかし、先ほどの組織率は二二・六%で、しかも一〇〇人未満、九九人以下の中小企業での組織率は、わずかに一・六%にしかすぎません。一〇〇人以下といふのは、日本の雇用労働者のほぼ半数以上を占めている。ここに実は「憲法で保障されている労働者としての基本権利」が保障されていないという現実があります。そのため一方的な解雇があつたり、あるいは賃金カットがあつたり、契約違反があつたとしても、訴える場所がない。不平不満入りをしているのが現実ではないかと思います。

しかし幸いにして最近は、各行政機関や団体での労働相談が活発に行われるようになつたということは、そういう面では一つ新潟県におきましても、県内三カ所の労政事務所で労働相談員を配置していますが、平成五年で四五二件の相談があつたのに対し、平成九年度では、ほぼ倍に近い八三二件と増えてきています。また労働基準局が、今年四月九月までの半年間で受け付けたのが七、九二四件に及んでいます。

その他に、労働基準法違反ではないかということで申告があつたものでも二二〇件完全ではないというものが現状ではないかと報告されています。もちろん労働組合で思っています。もちろん弁護士に相談したり、相談して裁判所に訴えることも可能になりました。連合新潟が今年二月に春季生活闘争時に合わせて、通常も受け付けていますが、四日間だけ重点期間ということで、夜間の相談を行いました。四日間の夜間相談で相談があつたのが一〇三件です。このうち労働組合を結成して団体交渉や地労委に持ち込み解決したのが四件、ユニオンに加盟させ、団体交渉や地労委に持ち込み解決したのが七件あります。そのほかユニオンに入つて、ユニオンで交渉するケースもあります。もちろん、労働相談は、年間を通じて受け付けていますので、ほとんど毎日のように相談があるのが現状です。

私どもがこの中で特に注目したいのは、基準局や安定所、あるいは労政事務所にそぞれ相談してみたが、どうも納得がいかない。労働組合なら何とかしてくれるのでないかということで、廻り廻つて労働組合に相談に来るケースがかなりあるというのが現実です。もちろん個人的、個別的问题についても、労働組合を作らなければ労働委員会でその解決方法なのかとも思つております。

私は労働組合を作らざるを得ませんが、それが現実です。しかし労働組合を作らざるを得ないものは即座に振り分けをする等も、それを相談してみたが、どうも納得がいかない。労働組合なら何とかしてくれるのでないかということで、廻り廻つて労働組合に相談に来るケースがかなりあるということが現実です。もちろん個人的、個別的问题についても、労働組合を作らなければ労働委員会でその解決方法なのかとも思つております。

私は労働組合を作らざるを得ませんが、それが現実です。もちろん個人的、個別的问题についても、労働組合を作らなければ労働委員会でその解決方法なのかとなると、私の体験上からいろいろ相談を受け付ける場はありますが、いろいろ相談を受け付ける場はありますが、それが最もふさわしいのではないかと思つております。

その理由はいくつかあって、一つは、各所での問題があつて、紛争処理の面からすると、いろいろな相談はあるが、必ずしも地ともそうですが、いわゆる駆け込みによつて労働委員会で対応しているという実績があります。二つ目は、労働委員会の三者構成による調整は、それぞれの立場を踏まえ思つています。もちろん弁護士に相談したり、相談して裁判所に訴えることも可能だ

個別的な労使紛争については、労働委員会を活用するシステムを作ることによって解決すべきだと主張したいと思います。もちろんいまの労働委員会そのものは必要ですし、そういう面での団体間のいろいろな不当労働関係の審査をする部門は、当然活かされるべきだと思います。その中で、より迅速な処理ができる、そして労働者が頼まれて、公正な判断ができるよう改善していくことも、一方では重要ではないかと思っています。

て改善すべき点を改善しながら、集団的な労使紛争の処理に専念すべきである、というのが第一点です。個別紛争については、第一に責任を負うべきは企業であるということを強調いたします。二番目に、企業で処理できない場合は、本来、個別紛争は権利義務の確定ですので、司法制度によるべきであって、当事者が調整的な解決を望むならば、同じ司法制度の中にある調停制度を活用すべきではないか。

いう事情があります。したがつて、安定下の労使関係といえども、いわゆる危機管理的な存在として三者構成の調整機能は堅持すべきである、というのが私の意見です。

審査機能について労働委員会に求められているのは、信頼性と効率性であろうと思います。信頼性と申しますのは、抽象的に申しますと、労使はもとより国民全般に信頼される。国民一般の常識から判断して信頼されるということです。労使関係に対する見方も、おそらく戦後次第に変わつていると思いますが、労働委員会もそれに敏感

合側にも配慮していただきたいという点が多くあります。その点を考慮しないと不适当な労働行為審査の目的である労使関係の安定に対しても、後々大きな課題を残してしまいます。

いろいろ裁量について午前中議論がありましたが、私としては救済命令について、ひとつ労使の安定のために花も実もある労働委員会の命令を期待するところで、条件付き命令、あるいは調整的命令の活用を期待したいと考えております。それが行政機関にとってこの労働委員会の方易いと思います。

言い放しになりますが、考え方を申し上げました。できるならば、今日の議論を通じて、今後、労働委員会の中で労働委員会の活用のあり方について検討する場を持つていただければ、非常に有難いということをご提案申し上げて、私の意見発表とさせていただきます。

○菅野 ありがとうございました。それで私は、中央労働委員会の小川委員にお願いいたします。

○小川 私は使用者の立場から少しご意見を申し上げます。諏訪先生の変化に対するお手紙は賛成で、それを前提として今後の労

ビスについては、さまざまに良い提言がありますので、これを土台に今後コンセンサスを形成しながら、公正な運用が図れる組織を全国的規模で作り上げるべきである、というのが結論です。

それでは、第一点ですが、労働委員会改正の制度はどうあるべきかについて申し上げます。まず申し上げたいのは、三者構成による集団的労使関係の調整機能は今後とも堅持すべきであるということです。私のようなオールドボーイになりますと、かつて労働委員会がいかに大きな労使紛争を解決して、国民の信頼に応えたかということ

に対応しながら処理していくかねはならないのではないかと思つて います。

まず、審査の迅速化です。嶋田委員も話されました が、いままでに実務的な提案は出尽くしています。労使関係法研究会報告でも、かなり精緻にまとめられておりますが、要は実践だらうと思つています。特に私としては、専門性の再構築を最も重視したいと思つております。そのほか使用者の立場で申し上げれば、迅速化と言つても、平均値が短くなればいいというだけではなく、労使関係の安定のためには、何よりもタイミングが重要ではないかということを

会の組織改革です。これについては茂泉委員からいろいろお話をいろいろかと思いますので、省略をいたしますが、現下の地方の財政状況、その他を考えますと、インプレットされる事件の量に対応する労働委員会組織の相応のスリム化が必要ではないかといふことを申し上げておきたいと思います。ここで留意しなければならないのは、委員が非常勤である労働委員会においては、事務職員の方々の専門能力の向上と、士気の高揚が非常に大事だということです。

最初に結論めいたことを申しますと、現在の労働委員会はさまざまな変化に対応しあるが、その効率化をめぐる問題は、いわば労働紛争処理の制度的な骨組みはいかにあるべきかを、かいづまんで申し上げてみたいと思います。

を骨身にしみて覚えております。そういう歴史的な実績と共に、最近は争議が減つていると申しますが、一方で情報、流通、エネルギーなど社会を維持するインフラがすべてネットワーク化し、高度化していると

一言申し上げてみたいと思います。
二番目は、命令和解のあり方で、午前中
もいろいろ議論がありました。審査に参与
した経験によりますと、率直に申し上げて
五一対四九でも使用者は不当労働行為にな

全国で労働委員会に勤務される方は一、二〇〇〇人弱だらうと思いますが、狭い範囲での異動を考えていますと、いつまで経っても本人の将来、あるいは専門性を高め、点では効果が出てきません。もちろん給与

制度の改革も必要だろうと思いませんが、同時に中労委、地労委、あるいは地労委同士の人事交流、あるいは相互研修、相互啓発にますますこれから努力していただきたいと思っています。

次に個別紛争の問題に入りますが、冒頭に労働側の委員からご提案があつた労働委員会と個別紛争について、一言前置きさせていただきたいと思います。私どもの立場では労働委員会に個別紛争処理の機能を付け加えることについては、残念ながら賛成できません。冒頭申し上げましたように、個別紛争は使用者と労働者の個別的な権利義務の問題ですでの、三者構成による調整、仲裁といった処理には馴染まないのでないか。また労働委員会には紛争処理の経験が蓄積されていると言われますが、それは主として団結権の保護を目的とする集団的労使関係に関するものであつて、私どもの目から見ますと、公平性確保の観点から、個別紛争についてはどうしても心配が拭い切れません。

また県一カ所のアクセスポイントでは、少し中途半端なものになるのではないかと思っています。私どもの考え方としては、第一は企業内で責任を持つべきだと思います。戦後、経営協議会と同様に苦情処理についても、さまざまな制度が企業で発足しましたが、結果として経営協議会については定着しましたが、苦情処理システム

については定着していません。これはいわゆる集団的労使関係の流れの一貫として、労使の個別紛争を処理するノウハウが蓄積されることがあります。今後こういったいろいろ議論するという風土がなかつたからだと思います。

しかし、今後は、冒頭諫訪先生のお話のよう、個人と企業の間も変わります。先般来、セクハラの問題について、企業内対応問題が提起されていますが、使用者が頭を切り換えて経営トップの明確な方針の下に、信頼されやすく、利用されやすい格好で苦情についての相談をうけ、迅速に解決するシステムを構築することが、社会的責任であろうかと思っています。同時に、このういった処理機関を持ちにくい中小企業に対するシステムを構築することが、社会的責任であるかと思っています。

次に、先ほど申し上げました司法制度による解決です。理由は繰り返し申し上げません。民事調停について、いささか申し上げておきますと、民事調停については全国四三八カ所の簡易裁判所が利用できますし、手続が簡単で、非公開、処理に柔軟性があります。実績を見る限りでは、数カ月の間に処理が終了しており、解決率も七・八割であるうと思います。同時に、調停調書については、判決と同様の効力があるといつた利点に加えて、新たな法整備をしなくていいとも現在は労働問題の個別紛争の係属が少ないものですから、調停制度自体の中に労使の個別紛争を処理するノウハウが蓄積されていないと思います。今後こういった利用が広がれば、雇用関係調停制度といった制度も作って充実していくべきよろしいのではないかと思っています。

○菅野 ありがとうございました。それで、最後になりましたが、宮城地労委の茂泉委員にお願いいたします。

○茂泉 私は宮城地労委に二〇年前に任命され、参考させていただきます。

私は中小企業の二代目の技術屋の経営者でございますが、私の父の時代に会社の存亡にかかわる労働紛争がおきました。それは大変なストライキがあり、宮城地労委のあっせんを受けた経験がございます。そのまことに不十分な点があらうかと思いますが、そのほかに方法を考えるべきでしょう。最後に労使関係法研究会報告の中でも報告があつた、公的機関によるワンストップサービスの提案です。いろいろ微に入り細にわたりのご提案で、大変結構だらうと思いましょう。私どもとしては、現在ある公的機関が限度を越えて使用者に介入することを非常に恐れています。私どもとしては、現在ある公的機関が限度を越えて使用者に介入することを非常に恐れています。なかんずく労働基準局について、職金の捻出、従業員二〇名の会社の労使紛争等で、驚くことばかりの連続でしたが、

かと思います。これとでも、にわかに出来るのは思いませんので、早く議論を煮詰め、個別紛争の処理体系を整備するのが急務ではないかと思っています。

○菅野 ありがとうございました。それで、最後になりましたが、宮城地労委の茂泉委員にお願いいたします。

○茂泉 私は宮城地労委に二〇年前に任命され、参考させていただきます。

私は中小企業の二代目の技術屋の経営者でございますが、私の父の時代に会社の存亡にかかわる労働紛争がおきました。それは大変なストライキがあり、宮城地労委のあっせんを受けた経験がございます。そのまことに不十分な点があらうかと思いますが、そのほかに方法を考えるべきでしょう。最後に労使関係法研究会報告の中でも報告があつた、公的機関によるワンストップサービスの提案です。いろいろ微に入り細にわたりのご提案で、大変結構だらうと思いましょう。私どもとしては、現在ある公的機関が限度を越えて使用者に介入することを非常に恐れています。私どもとしては、現在ある公的機関が限度を越えて使用者に介入することを非常に恐れています。なかんずく労働基準局について、職金の捻出、従業員二〇名の会社の労使紛争等で、驚くことばかりの連続でしたが、

の呼吸でそれらをどんどん解決していく様子を見て、地労委の権威と信頼は大変なものだということを感じました。

その後、時代が経つにしたがって、地元委への申立て事件が当時と比べ減少しましたが、その中でも、例えば現在のJR事件の審査のように長期にわたる事件は二〇〇〇年以前はとても想像つきませんでした。現在も一〇年間にわたって続いているわけです。この事件は、その労使の代理人が同じよう

な事件を隣の県でも扱つており、代理人の方で阿吽の呼吸で「あれはこうだ」といふ話も審査中ででも出ます。また地労委の命令も裁判所に提訴されると、地労委の命と違う判決が出ることを知るにつけて、「いたい地労委とは何だつたろうか」というとも感ずることもありました。

また最近の個別労使紛争においては、一
終的には和解金で解決するのが多いです。
当事者は和解金を受け取っても職場には
帰せずに、さらに後ろ盾の組合からも離
てしまふことがあります。本来の地労委
いうものは、その所属する団体的労使紛
の処理なのに、こういう解決で行く事態
次々と見るに当たつて、時代の変化とど
に地労委の存在というものを基本的には
え直す必要があると思います。

また、今の企業環境は激変が続いているのですが、高度成長による賃金レベルの向上で生活が安定し、特に大手企業中心に労

協議制により、労使関係が成熟してきまし

形にしていくべきかについては、三人三様

海外視察報告

協議制により、労使関係が成熟してきました。それも紛争の数の減少になったと思いますが、その中で、今までの日本の経営と

言われる終身雇用制、年功序列、企業別労組合という形が変わってきて、成果配分的賃金、年俸制、業績制度の導入といった中で進む、今の社会変化にどう対応していくか、ということに労使双方共におおわらわになつ

少額委員会としている事実を述べ、小川委員からます。この点に関しては、小川委員からすでに話がありましたので、私としては小川委員の雇用関係相談センター案等に賛成するものです。

「九」についてという議題につきまして、問題提起と各パネラーの方々のひととおりの意見の表明をしていただきました。これから第二ラウンドと会場の皆様のご参加を得ての討論を行いたいと思います。この問題

また、最近の若者中心に、定年まで働く
という考え方からではなく、現在の仕事と取
扱いはどうかといった現実的な方向に社員の
考え方をも変わってきました。そのため会社
への帰属意識が、いまは不景気なので残っ
ていますが、たぶん景気が回復した途端に
ているわけです。

私はうなづき先生の上級生として、この会議に参加させてもらいました。事務局長の在職年数は、私のところでは約二年程度で替わります。少なくとも四年以上は我々の委員会に所属し、専門職としての研修も各ブロック別でも行い、専門的レベルを上げていただきたい。

題は労働委員会制度の改革に關係しており、
外国の諸制度が参考になると思われます。
そこで今年度の海外視察でドイツとイギリス
を視察した方々を代表して、山形地労委
の会長である設楽委員からご報告をお願い
したいと思います。

不満のある社員はどんどん辞めてしまって、本型の雇用制度、慣行の見直しが迫られたり、労働者の個別管理、労働条件の職種別個別システムの導入が、すでに大手の人企業ではどんどん進めようとしています。この中で、組合の組織率の低下とともに、臨時契約社員の活用が増加し、労働条件が多様化し、ここに日本型の会社経営と労働条件の合体制の変革が始まっている、と私は感じています。

このことから、いま公労使とも労働委員会制度の改革に、いろいろな案が出ておきます。この公労使の三つの案でも、基本的には同じところを論じており、どのように

また、現在のようく事件件数が少なくなっていますので、今までの都道府県に置かれた委員会制度を基本的に見直し、行政改革の一環としてでも近県との併合や地区ブロック制委員会の編成をすべきではなかろうか。そうすることによって専門化を進めるとともに委員会制度全体のレベルアップをしくことが大切ではないかと思います。

紛争事件に対して適切な対応、そして急な解決ということは大変に大切なこと長期化すればするほどこじれていくわけですから、現在の変化に対応する改革を行べきで、労働委員会の改革案にもとづいて早急に改革を進めて頂きたいというのがの意見でございます。

○設楽 去る九月一九日から二七日まで学
使紛争処理機関視察としてイギリス、ドイ
ツの関係機関を見てまいりました。同行さ
れた方々は、中労委労働者委員の中川委員
沖縄地労委公益委員の川上委員、中労委事
務局の西野氏と、私を入れて四名です。私
を除けば少數精銳のバリバリであります。
私は外国の労働実体法、雇用保護法とか
男女賃金差別禁止法などについて、格別勉
強をしたこと也没有んし、素養もありま
せん。裁判所をわざか一日か二日見学して
て、しかも通訳を介して話を聞くわけです
だからといって、そのような私が外国の労
働裁判所などに關する正確な報告などは不
可能であることを、あらかじめご了承い

ています。

このことから、いま公労使とも労働基準監視委員会制度の改革に、いろいろな案が出ております。この公労使の三つの案でも、基本的には同じところを論じており、どのように

すから 現在の麥作は刈取る記憶を行
べきで、労働委員会の改革案にもとづい
早急に改革を進めて頂きたいというのが
の意見でございます。

だからといって、そのような私が外国の労働裁判所などに関する正確な報告などは不可能であることを、あらかじめご了承いた

だいたうえで報告させていただくことになります。

先ほどの諏訪委員の問題提起の中にもありましたように、イギリス・ドイツは包括的・個別的な労使紛争処理制度を持つています。イギリスにはACAS（アドバイザリー・コンシレーション・アンド・アービトリエーション・サービス）と労働審判所が、ドイツには労働裁判所があるわけですが、これらの機関が個別的な労使紛争の簡易、迅速、処理の観点から見て、どのようになっているか。どのような印象を受けたかについて話をさせていただきます。

ただし、ここで扱われている紛争には賃金不払い、不当解雇などのさまざまなものがあつて、当然のことながら、日本の労働委員会で扱うものとは大きく異なることがあります。まずイギリスについて申しますと、これは「助言あつせん仲裁局」と訳すそうです。が、ACASという行政機関と労働裁判所、労働審判所という司法機関が併存しており、いずれも現在では主に個別的労使紛争の処理に当たっています。この二つの機関は相互に連携があり、連携して事件を処理する仕組みになっています。つまり、労働審判所に申立てがあると、申立書とその証拠のコピーが一式ACASに送付され、そこで個別紛争の解決のためにあつせんが試みた。解決率は約七〇%だということでした。

ACASのロンドン本部で我々は主任労使関係担当官から説明を受けましたが、彼らによれば、ここでの事件処理の基本は、あくまでも話し合いによる解決、調整、妥協を生み出すということで、手法としては説得とアドバイスに努める。事柄の正否とか当たりの判定は行わない。あつせんをする場合にも当事者の一方から、一方のほうに「これこれの金額を払え」という具体的な提示をすることは差し控えるということでした。

年間の取扱い件数は、労働審判所を経由してくるものと、そうでないACAS自身に対する申立てを含めて、年間約一〇万件ということです。あつせんの具体的な方法としては、当事者から電話で事情を聞き取つて、解決のメドを示して提案するといふことが大部分だということでした。

関係人に対する面接をしたうえで事情を聞くということは、仕事が多すぎてやる余裕がないということでした。それなら面接した。傍聴した事件は、職場における人種差別事件でかなり複雑な事件でしたが、担当のチエアマンは非常にベテランで、語学はよくわかりませんが、見た感じではテキパキと訴訟指揮をしていました。

チエアマンについては、事前準備は相当必要になるのではないかと感じてきました。審理期間ですが、普通の個別紛争については二週間で一応の結論を出す。団交の場合は、労働裁判所の判断を求めることがあります。このようにACASの個別紛争あつせんが先行するという点が特徴です。

ACASの構成は弁護士資格を持つ裁判長（チエアマン）と労使各側の団体から推薦され、任命されているレイメンバー（陪席判事）の三者構成となつております。審判廷には弁護士が代理人として出廷していましたが、弁護士が代理人として関与する事件の割合は全体の約五〇%で、裁判長のほうは、「弁護士が代理人に付くと争点が多くなり、事件が複雑になつて長引いては本当は困るのだ」と言つております。ただ、弁護士も紛争の代理人として事務を処理することが仕事で、それで「飯を食べているのだろうから、やむを得ないのだろう」という感じを示していました。

ドイツでは労働事件を専属的に管轄する司法機関として労働裁判所があります。日本は憲法上、特別裁判所は設置できないことになつておりますのでありませんが、ドイツでは労働裁判所、行政裁判所、特許を取り扱う特許裁判所など、特別裁判所がたくさんあります。労働事件は労働裁判所で一元的に処理される仕組みになつています。

裁判所の構成はイギリスの労働審判所と

同じように、職業裁判官と労使代表の名譽裁判官の三者構成が採られていました。ドイツの労働裁判所では迅速処理の観点から、法廷を開く前に必ず和解を試みる、といった法律の規定になつており、裁判弁論を開く前に必ず裁判長が一人で和解を試みると、言つていました。一ヶ月以内に和解が成立しない場合は、法廷を開くということです、事件の三分の二が和解取下げで解決し、判決をするのは三分の一で和解がうまく機能していることを感じてきました。

ドイツの事件数は非常に多く、昨年度は年間約六八万件でした。先ほどの報告によりますと、日本の労働相談所に係属した相談件数は一一万件ですが、ドイツの労働裁判所では六八万件ということですから、膨大な事件数になるかと思います。この五年間で二〇万件も増えたと言つていました。ドイツ国民の権利意識の強さ、近年の不況が事件数の増加の原因になっているといふことでした。

その背景には弁護士保険の普及があつて、組合とか労働者が紛争が発生した場合の弁護士費用を賄うための弁護士保険が行き渡っていることと、訴訟に対する労働組合の援助システムが確立されており、組合員もしくは非組合員も、裁判所に訴えを提起することについて、そう経済的な負担を感じなくて済むことが特徴かと考えております。

また我々が訪問したケルン労働裁判所では、他の地域よりも事件数が多く、年間約一万一、〇〇〇～一万二、〇〇〇件の事件が係属するということでした、これを非常に勤も含めて二〇人の職業裁判官で処理しており、職業裁判官（本式の判事）の一人当たりの年間の処理件数が七〇〇～八〇〇件数です。日本の東京地裁の普通の裁判官が一年間に割り当てられる事件数は、多い人で三五〇件でも「フーフー」言っているわけです。ドイツのケルンの労働裁判所の裁判官は休日も自宅で判決書きに忙殺されるとということで、この点は日本の裁判官とあまり変わりがないという感想を持つてきました。

実際に裁判所で傍聴しましたところ、イギリスよりもっと開放的で、リベラルな感じで、自由な雰囲気の中で審理が行われていました。面白いのは裁判官席の高さが当事者と全く同じことです。イギリスの裁判所は伝統的に莊厳な雰囲気を作るといつか、裁判官席と当事者席との間には柵があつて、当事者のほうからは裁判官席のほうに自由出入りができるような仕組みになつて、裁判官席が向こうにあり、こちらのほうで代理人と本人が同じような椅子に座つて、それぞれやり取りをしているという感じでした。

法廷の前の廊下には、日本の裁判所と同じように事件予定表が貼ってあって、それには開廷時刻、事件番号、当事者名、事件名が書いてありました。順番はそのとおりなのが書いたと思つたら、そうでもなく、当事者が揃えば、揃った当事者から順番に審理を開始するようで、立て続けに裁判官は事件の審理に当たっていました。

審理中に和解の気運ができれば、裁判官と当事者がその法廷から隣の和解室に移り、そこでしばらく話ををして、また審判廷の中に入ってきて、裁判長から和解条項を口頭で説明し、その審理の終結を宣言して終わりました。これもイギリスの労働審判所と同じように、書記官がいません。書記官がないので、裁判長が自分でメモをとったり録音テープを操作したり、マイクを持つて発言したりしていました。私たちとしては書記官のいない裁判は考えられないのですが、向こうでは必ずしもそうではありません。控訴した場合に、何に基づいて原判決の当否を判断するのか、わからないのではないかという心配を抱いてきましたが、向こうでは、そういうことはあまり気にしないようでした。時間が空くと裁判官と当事者同士とが机に向かい合わせて自由に雑談をしたり、話し合いをしたりという雰囲気で、空白の待ち時間に私たちにも「質問があれば、どうぞ質問してください」と言わ

名譽職裁判官というのだそうですが、各側の団体から推薦された労使の裁判官は、ケルンでは三二〇名任命されており、その三二〇名の裁判官に事件が割り当てられるわけですが、それは六週間前に裁判所から通知をする。裁判記録はいつ見るのかといいますと、法廷に出廷してから、裁判長から、「今日の事件審理の記録はこれです」ということで、その際に提示を受けます。

権限はどうかといいますと、評決権は平等で多数決で決する。私は事前準備なしに当日裁判所に出てきて、ぶつつけ本番で記録を与えられて、「この事件についての結論に関する意見を述べよと言われても、意見を述べようがないのではないのではないか」と言つたら、「いや、簡単ですから、そんなのは述べられるのだ」という裁判長の意見でした。でも私としては何とも腑に落ちないという疑念を払拭できないで帰つてきました。

職業裁判官の役割は何かといいますと、評決権は同じだと言うのです。これは私の独断と偏見なのかもしれません、職業裁判官の独断専行というか、たまに労使の事情に精通した陪席裁判官が若干修正するところに重大なる機能があるのかなどと思います。公的にはそういう説明は裁判所でいいましたことは、九九・九%ないといふことは一切せず、平等です。そして労使の各側の裁判官の意見が対立して評決ができないことがあります。公的にはそういう説明は裁判所でいいましたことは、九九・九%ないといふことは

とでした。本当のところはどうなのがはわかりませんが、公的にはそういう説明を受けて帰りました。

実質的な審理をする前の第一回目の法廷の前の和解には、職業裁判官が一人で関与するわけです。労使各側の名誉裁判官がどうして和解に立ち入らないのか。その和解の際にそれぞれの立場から意見を述べて和解の成立に的確、有効ではないのかと、我々は質問をしたのですが、そうではないといふことでした。当事者の陪審裁判官が入れば対立的な闘争の雰囲気を醸成するかもしちゃんがそこまでは言えませんでした。ただ推測されるのは、これも私の独断ですが、裁判長の自由な裁量による和解の勧告が事件の終結のために迅速性を發揮する

最後に日本における個別的労使紛争処理機関の今後の方について、若干意見を述べさせていただきますと、紛争の迅速処理という面では、イギリスのACASと労働審判所の連携処理とか個別あつせん前置

スルヤドソでも、相当の長年月を要しています。どのくらいかと云うと、一、二年かかるものもあるということでしたが、これはほんの数件にしかすぎないと言つていました。

スタッフの養成と確保の重要性という面から言いますと、イギリスでもドイツでも裁判長に当たるチエアマン（非常勤も含む）が職員の研修のために相当の労力を強いられるようでした。ACASでは例年職員の専門職化が進んでおり、この点は私どもの地労委の職員の研修とか専門職化について参考になる事項だと考えてきました。

労使の各側の代表の役割については、イギリスでもドイツでも盛んに言つていては、労使は対立するのではない、パートナーシップとして相互に協力し、協調関係を維持して、相互理解が大切なのだ、と盛んに言つっていました。これはまた私の偏見なのかもしませんが、日本の労使の場合にはしばしば鋭く対立しています。向こうでも場合によっては鋭く対立するかもしれませんのが、外縁を装うということなどから協調性をことさら強調していたのかなという

という事件があるわけですが、それはイギリスやドイツでも、時間がかかり過ぎるわけだ。そこで私は、休憩前に各パネラーへはかかるものもあるということでした。これはほんの数件にしかすぎないと言つていました。

スタッフの養成と確保の重要性という面から言いますと、イギリスでもドイツでも裁判長に当たるチエアマン（非常勤も含む）が職員の研修のために相当の労力を強いられるようでした。ACASでは例年職員の専門職化が進んでおり、この点は私どもの地労委の職員の研修とか専門職化について参考になる事項だと考えてきました。

労使の各側の代表の役割については、イギリスでもドイツでも盛んに言つていては、労使は対立するのではない、パートナーシップとして相互に協力し、協調関係を維持して、相互理解が大切なのだ、と盛んに言つていました。これはまた私の偏見なのかもしませんが、日本の労使の場合にはしばしば鋭く対立しています。向こうでも場合によっては鋭く対立するかもしれませんのが、外縁を装うということなどから協調性をことさら強調していたのかなという

いと思います。はなはだ雑駁な意見でして、局員の研修を含めて各都道府県だけではなく、中労委なども含めてお願ひしていく形でいけば、いろいろな事件の対応について、かなり早く対応できるのではないかと思思います。いまの体制では時間がかかり過ぎるが非常に多くなってきますので、そういう形で進めていただきたいと感じます。

○菅野 どうもありがとうございました。

○小川 申し上げたいことは、既にかいつて、いくつもの重要な問題の指摘、提言をしていただきましたので、あとはご質問

でもあればと思っていますが、私は企業内における紛争処理の重要性を改めて強調したいと思っています。先ほど申し上げましたように、戦後各企業でアメリカの苦情処理システムを導入した時期がありました。

先ほど変化の中でいろいろご指摘がありましたが、やはり、今は終身雇用、あるいは企

業に就職することは身分を取得することだ

という観念が旺盛で、なかなか個人の主張

を個として主張することができなかつたし、問題があつたときには労働組合の支援を得

ついて、なるべく早くというお詫の結論で終わつたわけですが、改革は時期もどんどん過ぎていくわけですので、なるべく早く改革に手をつけ、三部門で出ているわけで、それが活用されなかつた。それがいまや、茂泉委員もご指構になつたように、かなり変化をしており、それこそ景気が良くなつたら、会社の処置が気に入らない従業員は優秀なほうから出でてしまつて、それがいつまでも少しお発想をえて苦情処理を考えなければいけない。今までの労使関係の延長線上で考えると、ちょっと具合が悪いのでは

和解調整のつかないケースについては、イギリスやドイツでも、事件の性質によつては、どうしても判定しなければならないことは、日本の場合でも案外有効なのかと考えております。

最後に日本における個別的労使紛争処理機関の今後の方について、若干意見を述べさせていただきますと、紛争の迅速処理という面では、イギリスのACASと労働審判所の連携処理とか個別あつせん前置

○茂泉 私からは現在の労働委員会制度について、なるべく早くというお詫の結論で終わつたわけですが、改革は時期もどんどん過ぎていくわけですので、なるべく早く改革に手をつけ、三部門で出ているわけで、それが活用されなかつた。それがいまや、茂泉委員もご指構になつたように、かなり変化をしており、それこそ景気が良くなつたら、会

事務局員のレベルアップという話をしましたが、事務局員の段階で紛争に至らず地労委に来ても、そこである程度示唆を受け事件に入る前に出ている例もいくつか経験しておりますが、そういう意味では事務

上で考えると、ちょっと具合が悪いのでは

ないかと思ひます。

今後はセクハラ問題で議論されたように、カウンセリング的な、ある意味では企業のないかと思います。

○菅野 ありがとうございました。それで
がいたします。」の辺は、議論を待ちたい
と思つています。

地方でも、例えば群馬県の地方労働委員

思います。

地方でも、例えば群馬県の地方労働委員会で検討されたものを読ませていただきましたが、地方でもすでに検討しておられる度に介入するのはいかがなものかという話

思います。
それから小川さんの話の中で、行政が過度に介入するのはいかがなものかという話

中でも中立性を持つた人が中心になつて苦情を処理するといったシステムを作らなければ、これから個別紛争を未然に防いだり、企業の中で解決したりすることはできぬのではないか。それを大きく経営のトップと労働組合のトップが込んで理解をしてやる側面が大事ではないかと思つています。

○小島 労働委員会制度の中に個別紛争を一
緒に扱っているということで、ご検討をと提起したわけですが、山形の会長さんの話を聞いておりま
しても、諸外国でも集団的と個別紛争を一
緒に扱っているという印象を受けます。

所があるわけです。その中を読んできまし
て、詳しくはまだ見ていませんが、例えば、
労基法の本来の趣旨の第一条の中に、個別
的な問題も取り扱うということを、一項入
れるなり、いろいろな方法があるのでな
いかという提起があつたように記憶してお
ります。いずれにしても法の関係は専門の
先生方にお願いするしかないわけです。労
働委員会の中にも専門の先生が大勢いらっ
しゃいますので、検討の場を設けて、でき
て行政の介入を嫌うというのは当然だと
思いますが、例えば、現状でも比喩的な言
社したらシャツァーが降りていて、「明日
から出社に及ばず」というコヨ山岡の実態、
額面を割つたから一生懸命金を借りて自社
株を買ってみたら自主廃業したという山一
證券、この事実に見ることができますよ
うに、労働者は、一般的市民法の契約自由と

す。それはかなりの程度使用者団体のサポートで解決できるし、受け止められて円満に行くのではないかと思っていますので、司法の段階に行く前に企業の中、あるいは業種団体、あるいは使用者団体のレベルで解決していくようなことを考えていくのが、

えは使用者側の皆さんのお話でもそんなに意見の違いはない感じしております。労働委員会制度の改善は必要だということ一致していますし、個別紛争処理についても、先ほどの話では個別の権利義務は、民事訴訟でという話もありました。しかし考えて

ただけ早くいろいろな運動が展開できるようにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○菅野 ありがとうございます。それでは中労委の嶋田委員お願いします。

○嶋田 先ほど小川さんの発言を聞いたと
いた状況の中に、如何に経済社会の変革
が呼ばれる時代であっても、放り出して心
配はないのだというようには、私はどうも
思えません。やっぱり労働組合をきちんと確
立しながら、集団的労使関係を作らなければ
いけないと考えます。

使用者の自衛の立場でも必要ではないか。あるいはコストの面でも必要ではないかと思つております。

みますと、労働委員会もそうですが、労働委員会に上げること自体、経営者の皆さんのはうが嫌がるのです。ましてやこれを裁

きに、企業内の苦情処理問題は、そんなの機能するはずがないと思っていたのですが、いま補足された意見を伺って、労働組合の二申し上げます。最近、私たちの労働運動したがつて、労働委員会の形骸化という問題にかかわって、改善すべき問題を一、二申し上げます。

司法制度については、一つは新たな法整備がなくとも、とにかく民事調停というのは取り掛かれるという利点があることを、再度強調しておきたいと思います。いろいろ調停についてヒアリングをしたところ、現状では個別紛争を扱った経験が少ないと認めに限界はありますが、私どもとしてはこの制度は相当円滑に機能しうるような感じ

判、民事訴訟ということになりますと、經營者の中でも「そんなことがこれからどんどん増えてきたら困る。それよりもつと氣楽に」というか、それぞれの調整すべしところの判断を仰ぐ場が欲しい」ということになつていいくのではないかと思います。問題は法的にどうするかということだと思います。

トップも含めて、企業内における個人的な苦情について取り上げて解決していくといふ考え方だと伺いまして、それなら理解してもいいかなという気がいたします。それは私にとって集團的な労使関係が支えになつた苦情処理体制だと思いますから、いいかなど考えています。それにしても、それは大きな企業でしか機能しない現実があると会の存在とは何なのか」という意見が強く、その先輩の間で、「日本に労働裁判所の設立を」という考え方と活動が存在しています。その最大の理由は、労働委員会命令の実効性が失われている。あるいは大企業は労働委員会命令を軽視して従わずに行訴に持ち込み、長期に労働者に困難を強いている、という現状認識があつて、「一体労働委員会の存在とは何なのか」という意見が強く、

なつてゐることからです。

実は、私も最近法律違反をして罰金を受けました。速度制限三〇kmのところを五〇kmで走っていたのです、私はどうしても納得できないのです、「こんな違反者を作るような取締りは納得できない」と思いましたが、これは個人の問題です。公安委員会の指示に従つて罰金を納めました。労働委員会の命令が、気に入らなくとも、国の制度として労働市場の秩序、労働者の権利のために準備されたものであって、辛くても守るという道德律というか、そういうものが欠けてきたのではないかと思います。

特に労働委員会命令について、使用者は命令を軽視する傾向を強めているのではないかと思います。労働組合という社会的市民的に認知されているものを認めないことは恥辱だとか、そういう道德律を問いかけて、社会の秩序の形成をはかるべきだと考えます。

具体的な改善について一、二触れたいと 思います。例えば、現行法で準備されるい る労働委員会の強制権限（法二二条）の発 動ですが、これは公益委員会議や総会の合 意が必要だと思いますし、使用者の皆さんにも理解を得たいと思いますが、そういうことをすることによって審理の促進や確信ある判断という問題がだいぶ進むのではないか。これは現行制度でもできるわけですから、私は追求すべきではないかという気

がしていきます。
先ほど公安委員会の話をしましたが、行政委員会はどういう性格が適切なのかといふ問題はありますが、労働委員会制度は初審命令を遅滞なく履行すべきことを規則で決めて、使用者に履行を求めているわけです。使用者が道德律を守つて従つてくれればいいのですが、高裁、最高裁まで争われる事件は少なくありません。労働委員会制度は法的措置の中に罰則を課すという権限は持つていません。罰則を課すことか目的ではありませんが、命令を守るという慣習のためにも法律の措置として検討しなければいけない。

が緊急命令を出して、その命令に従わない場合に料金という措置になつてゐると思うのです。料金もいまは最高一〇万円です。五〇年前に決めた一〇万円ですから、これも引き上げるべきだと思います。守られてゐる実態があれば、そんなことを言う気はないのですが、守られていない実態の中で、労働者の立場から現行制度の改善を強調したい。公正取引委員会の制度は、私の理解では三審だと思うのです。東京高裁に申し立てると行政訴訟の一審は規定されていますし、それと最高裁だとしますと。公正取引委員会は追徴金をかけることもできます。我々の労働委員会制度の中に、そういう措置がないという問題は、実効性を上げると

いう意味で、是非検討するべきではないかと思つています。

その他の問題は、審査の促進、当面する改善は労使法研究会の報告にも明らかですが、中労委の事務局も、最近大きな努力をされていますので、その点は評価しながら、私どもも労働者委員の立場で審査の促進を考えていきたいと思つています。ただ、一般的に審査の促進、迅速化と言われていますが、私にとってはその時間が問われているのは、これも研究会報告の分析で明らかですが、結審から命令の期間だと思います。それまでは当事者が争つてゐるわけですから、当事者にも責めがあると私は思つてます。したがつて、そこをどうするかという問題は相当の合意が二者の上にあると思います。

最後にその意味で、小島委員からもありましたが、三者でこういう共通の議論が整理された現状で、冒頭に申し上げましたが、労組法を含む見直しに移つていくことが現実の課題になるのだとすれば、具体的な検討をしつかりする手続、その責任、そうしたものを労働委員会は準備すべきだと思います。論議のしつ放しで終わつたら、結局は労働委員会制度が社会から必要性を失つていく危険性があるという気がしました。そういう点については、是非労働委員会、全労委総会の意思を明らかにしていただければと要望申し上げます。

○菅野 ありがとうございます。それで、北海道地労委の道幸委員どうぞ。

○道幸 二つありますて、一つは個別紛争処理のあり方の問題です。例えば、解雇とか退職、それから解雇を前提とした退職金請求とか賃金請求の場合のように雇用関係継続を前提としない形の紛争と、ある会社に居続け、賃金、労働時間、配転などを争うという場合で紛争処理のシステムのあり方がかなり違うのではないか。特に難しいのは後者で、この場合は企業内の苦情処理システムがかなり重要だと思います。企業外の紛争処理システムと企業内の苦情処理システムとどう連携するのかというのが、一つのポイントだと思います。

もう一つは、労働組合としてこの問題をどう考えるかの問題です。いまの制度を前提とする、例えば、駆込み訴えとか合同労組とかに加入しなければ労働委員会を利用できない、つまり、組合に入らざるを得ないシステムになつてているわけです。そういうシステムが労働組合として悪いと思つているのかどうかということと、組合を介さないで個別紛争処理ができるということになれば、組合にとって必ずしも有利ではないといふ部分があるのではないか。どうもその点についてはつきりしたスタンスの議論が組合サイドにはないというのが、第三者から見てよくわからない点です。

○菅野 ありがとうございます。それで、北海道地労委の道幸委員どうぞ。

○道幸 二つありますて、一つは個別紛争処理のあり方の問題です。例えば、解雇とか退職、それから解雇を前提とした退職金請求とか賃金請求の場合のように雇用関係継続を前提としない形の紛争と、ある会社に居続け、賃金、労働時間、配転などを争うという場合で紛争処理のシステムのあり方がかなり違うのではないか。特に難しいのは後者で、この場合は企業内の苦情処理システムがかなり重要な役割だと思います。企業外の紛争処理システムと企業内の苦情処理システムとどう連携するのかというのが、一つのポイントだと思います。

もう一つは、労働組合としてこの問題をどう考えるかの問題です。いまの制度を前提とする、例えば、駆込み訴えとか合同労組とかに加入しなければ労働委員会を利用できない、つまり、組合に入らざるを得ないシステムになつてゐるわけです。そういうシステムが労働組合として悪いと思ってゐるのかどうかということ、組合を介さないで個別紛争処理ができるということになれば、組合にとって必ずしも有利ではないといふ部分があるのではないか。どうもその点についてはつきりしたスタンスの議論が組合サイドにはないというのが、第三者から見てよくわからない点です。

お願いします。

○諫訪 できるだけ手短ということですの
で、三点お話をさせていただきます。パネラー
の皆様のご意見を伺いましたして、聞いていて
うなづける部分が大変多くありました。実
際に労使関係の構造変化の部分、あるいは
個別紛争への対応の必要性、また個別紛争
を處理するときには集団紛争とは違うだろ
う。情報提供や相談・あつせんなど、でき
るだけ身近な所で簡易、迅速、適正な判断、
あるいは情報提供等が得られることが大事
だろう。できたらごく普通の人も、すぐ氣
楽に使えるようなワンストップサービスみ
たいなものも必要だらうといった点につい
て、ここでのパネラーの間で認識の大きさ
違いはなかつたよつに思いました。したがつ
て、この限りでは総論において、かなり意
見は一致しているのかな、あるいは認識は
一致しているのかなと思ひました。これが
一点目です。

二点目は、さはざりながら各論がかなり

分かれます。連合側あるいは労働側の委員
の方々は、「労働委員会に個別紛争処理の
メカニズムを入れたらどうだらうか」とい
う考え方が強いのに対し、日経連、ある
いは使用者側委員の皆さんはお聞きのとお
りで、「民事調停とか他のいろいろな機関
を使うべきだ」という意見でした。我々公
益側は慎重にいろいろなものを見て、よ
く考えなければいけないという感じで対応
をお願いします。

しており、この辺の一致する所、あるいは
一致できる部分に関しては、早くそれを確
定していくことが大事なのではないか。そ
して、一致できない部分について、さらに
詰めていくことが必要ではないか、そうい
うときになつたのではないかというのが、
二点目の感想です。

三点目としては、当初ご指摘させていた
だいたわけですが、労働委員会が仮に個別
紛争を扱うとしても、あるいは扱わないと
しても、現在の状況をこのまま続けていて
いいだらうかというと、多々改善の必要が
あります。この点についてもパネラーの皆
様から多くのご示唆をいただいたわけで、
この辺も会場の委員の先生方からもご意見
等をいただければと思つた次第です。いず
れにしましても、労働委員会もこれを単に
内輪で議論するだけではなく、あるいは指
をくわえて、そういう議論の進行を眺める
のではなく、まさに自分自身の側からも積
極的に考えていくべきではないか、そういう
ことがあります。連合山口も、県下で労働相談を行
ってますが、それら相談内容のうち、特に
労働条件に関する増加が非常に目立つてい
ます。職場の中に潜在化した不満が次第に
顕在化してきていると言えると思います。
次に労働組合の組織率は先ほどからお話
がありましたように、平成九年で全国で二
二・六%、山口県では二四・八%となつて
います。全国平均にはやや上回るもの、
従業員三〇〇名未満の中小企業を推定した
場合、組織率は二・九%と極端に低くなつ
ていて、これでパネルのほうの討論は一段落
を使つべきだ」という意見でした。我々公
益側は慎重にいろいろなものを見て、よ
く考えなければいけないという感じで対応
をお願いします。

カルな立場から意見を申し上げてみたいと
思います。労働委員会をとりまく状況とし
て、事件の取扱い件数、労働相談件数、労
働組合組織率が一つの指標になるのではな
いかと思いますが、本県も全国的な動きと
同様な傾向にあります。すなわち、本県の
事件の取扱い件数は、減少傾向にあり、過
去五年間の件数を見ますと、審査事件で六
件、調整事件で一〇件となつています。一
方、労働相談件数は、本県労政事務所にお
ける相談件数を見ますと、平成五年が二、
四五二件、平成九年は四、三五一件と、こ
の五年間で一、〇〇〇件の増加となつてい
ます。

また連合山口も、県下で労働相談を行
っていますが、それら相談内容のうち、特に
労働条件に関する増加が非常に目立つてい
ます。職場の中に潜在化した不満が次第に
顕在化してきていると言えると思います。
労働委員会は調整機能については、長年の
経験に基づく多くのノウハウを蓄積してお
り、能力、また経験からして、最も適した
組織と考えられることから、この組織を工
夫し、改善を加えることで、より活用する
ことが最も望ましいと考えます。

個別の労使紛争については、都市部にお
いて労働委員会がす
でにかかわつてゐる現状が報告されていま
すが、個別の労使紛争の解決については、
多くのニーズがあることを考へれば、実態
に即した正規の処理手続を確立することが
強く望れます。

交渉等を通じて、また労働委員会制度を活
用して解決の方法もあるわけですが、組織
率の極端に低い中小労働者は、現状ではほ
ど労働委員会制度さえ活用することが
できない状況にあります。労使紛争は集団
的労使紛争から個別の労使紛争へ移行して
いると言われてゐる現在、個別の労使紛争
を處理する簡易で迅速なシステムを備える
ことは、今後の労使関係にとつて重要な問
題です。

○菅野 ありがとうございました、いま諫
訪委員から、パネルでのディスカッション
の内容を大変手際よくまとめていただきま
して、これでパネルのほうの討論は一段落
を使つべきだ」という意見でした。これから会場の皆様からの
ご意見を頂戴したいと思います。

○重富（山口・労） 私は山口県というロー

労働組合の組織化された労働者は、団体

内容にはおのずと限界があると思われます。

私は労働者側の立場にある者として、
また私は労働者側の立場にある者として、
労働組合の組織化された労働者は、団体

ると考えます。したがって、個別的労使紛争について、それが個人の問題であつたとしても、それは職場の問題であり労働者の権利の問題です。職場の公正なルールづくりを確立し、労使関係を安定させるためには、労働組合として積極的に取り組まなければならぬ問題です。

先ほどからのパネラーの方々の発言は、重要な案件ばかりで、この場だけではなく、全労委として継続的に議論し、成果を上げるように小委員会などを設置して、議論の場を設けるべきではないかと思います。このことは総会の付帯事項として運営委員会で検討をお願いしたいと思います。また中労委の運営委員会、中労委の事務局としても知恵を出してもらえるよう、お願い申し上げておきたいと思います。

最後になりましたが、最近の労使紛争は、昔に比べ、その中身が複雑、多様化しています。こうした背景を踏まえ、労働委員会が時代の変化に即応した機能を持つことにより、より良い活発な活動が可能となります。こうした背景を踏まえ、労働委員会制度が時代の変化に即応した機能を持つことによれば、その中身が複雑、多様化していくことになると思います。労働委員会制度が労働者のニーズに基づく救済の場として、依存型の労働運動に変じてきているような発言とさせていただきました。貴重な時間をありがとうございました。

○兵頭（東京・使） 私は一九四九年（昭和二四年）に労働問題にかかり始めて、

現在までちょうど、五〇年が経過いたしました。その中で、労働委員会にはいろいろな形でずっとかかわってまいりました。その五〇年の経験の中で、労働委員会を取り巻く情勢の変化の非常に重要なポイントとして、労働組合運動の変化、あるいは労使関係を形成する経営側の変化を捉えておく必要があるのではないかと思っています。

にして、一九七〇年を目安に前後に分けてみますと、一九七〇年以前においては、最後の手段として労働委員会に事件が持ち込まれてくる。労働組合運動の運動論としては、あくまでも自力救済というか、自らの運動、自らの力で切り開いていくのだ。経営側の不当労働行為があれば、それは自らの力で排除するのだというのが原点にあります。こうした背景を踏まえ、労働委員会に事件が持ち込まれてくるという状況だったと思うのです。

現在、私どもが労働委員会の場にいて経験することは、労働委員会を利用する、あるいは労働委員会に依存して労働運動を開いていくこうとする。いわゆる労働委員会依存型の労働運動に変じてきているようになります。

○水谷（東京・労） いま兵藤大先生が一

くものだ、いわゆる自立性を持つて労使関係を形成していくものだという問題意識をもつて経営側も労働組合に対応していたと、思いましたし、労使紛争が起きたと、その紛争を解決する責任は労使双方当事者にあるのだ、という意識で労使紛争の解決に努力していましたと思います。

いまは労使紛争が起きて、それは労使自らで解決するという責任を放棄して労働委員会に依存する、あるいは労働委員会からも命令が出ても、それを頂門の一針として紛争の解決に役立てていこうという意識が、非常に稀薄になっている。ここに労働委員会制度が同じであっても、一九七〇年以前ぐらいの労働委員会と現在の労働委員会で、不當労働行為制度、労働組合法が同じであっても、労働委員会なり、不當労働行為制度をめぐる労使の基本的な姿勢に大きな変化があるように思われます。

そして現在の労使、あるいは労働組合運動ですが、私の立場で労働運動に「口を入れるのはおこがましいし、問題があるかと思いませんが、そうしたものを前提に考えますと、制度があるから、それをそのまま置いておくるではなくて、いまの制度はそうしておくるではなくて、いまの制度はそうしておくる環境の変化が、そういう意味で大きく変わったということを前提として、一旦思い切ってこの辺で労働委員会制度を横にして、新たな現状に即した労働委員会制度が必要であれば、それに一度取り組んでみる。現行の改正ではなく、新たな制度の発足、そのときにそれに関連して個別紛争問題も考えてみたらどうか、というの

が私の意見です。

○水谷（東京・労） いま兵藤大先生が一

くものだ、いわゆる自立性を持つて労使関係を形成していくものだという問題意識をもつて経営側も労働組合に対応していたと、思いましたし、労使紛争が起きたと、その紛争を解決する責任は労使双方当事者にあるのだ、という意識で労使紛争の解決に努力していましたと思います。

いまは労使紛争が起きて、それは労使自らで解決するという責任を放棄して労働委員会に依存する、あるいは労働委員会からも命令が出ても、それを頂門の一針として紛争の解決に役立てていこうという意識が、非常に稀薄になっている。ここに労働委員会制度が同じであっても、一九七〇年以前ぐらいの労働委員会と現在の労働委員会で、不當労働行為制度、労働組合法が同じであっても、労働委員会なり、不當労働行為制度をめぐる労使の基本的な姿勢に大きな変化があるように思われます。

そして現在の労使、あるいは労働組合運動ですが、私の立場で労働運動に「口を入れるのはおこがましいし、問題があるかと思いませんが、そうしたものを前提に考えますと、制度があるから、それをそのまま置いておくるではなくて、いまの制度はそうしておくる環境の変化が、そういう意味で大きく変わったということを前提として、一旦思い切ってこの辺で労働委員会制度を横にして、新たな現状に即した労働委員会制度が必要であれば、それに一度取り組んでみる。現行の改正ではなく、新たな制度の発足、そのときにそれに関連して個別紛争問題も考えてみたらどうか、というの

現状にいること自体が大変な問題だらうと思つています。そして、これは紛れもなく私たち労働組合の責任であることも大です。中小企業を含めて組織率の低下、それ以上にいまの新しい働き方の中では、労働組合を非常につくりにくい状況にあるのだろうと思います。派遣、パート、契約社員さまざまな形の労働者が、一つの企業の中にいる状況の中で、企業内の労働組合という一つのやり方をとつていく中では、どうして限界があるのは事実です。

私たち連合では各県に地域コミュニティーユニオンを作つて、とにかく誰でも入れる労働組合を立ちあげています。連合東京でも、昨年一二月に「連合ユニオン東京」というユニオンを作り、一年間で約一〇〇〇名ほど組織化できました。できる限り産別組織に加入できる所は産別に加入してほしいということで、ゼンセンなり運輸労連なり化学リーグなどに渡し、なおかつ、産別に入り切れない金融などは、現在連合ユニオン東京に三〇以上の組合が入っています。金融でもできる限り連合としての産別を作つて、大きな運動を作らなければいけないと思つています。個別労使紛争といつても、最良の解決処理システムは労働組合だと思います。先ほど道幸先生がおつしやられたとおりで、労働組合を作ることよつて、最大に労使関係の問題が解決できるでしょう。

問題は、我々や相談機関に相談に来るのは水山の一角でしかないことです。根本的解決をめざすにはどうやればいいのか。実は労働委員会のこういう提案の中で、どうしても申し上げたいのは、いま労働行政が地方自治体で死を迎えるようとしているのではないかと、非常に危機感を覚えていることです。労政事務所での相談件数は、東京都ではかつては三万件から、いまは五万件です。職員はその間、一人も増えていません。組合係の相談者は本当に必死になつてこなしていますが、大変な状況です。そういう中でも、なおかつ、今年は労政事務所を一つ廃止しようと提案されています。東京以外でも次々に労政事務所がなくなり、都道府県における労働行政は国に任せればいいのではないかという状況にあります。

本来住民・労働者のニーズに近い所で進めるのが行政だらうと思うのですが、いまや国のはうでということなのです。都道府県における労働行政の一つの大きな柱が労働委員会です。連合の提案も労働委員会と連動して、各地方自治体における労働相談システムをつくらない限り、新しいシステムの確立はあり得ないと提案しているつもりです。労働委員会を含めそれぞれが地方自治体における労働行政を進めていく。そして法違反まで点検していく作業があつて、本当に健全な労使関係が生まれるのだろう

実は連合も一月が労働相談月間で、連

特にパネラーの方々、どうもありがとうございました

会東京も月曜日から労働相談体制のダイヤル相談を受けますが、ラジオスポットを流され常に悲しい日本の労働者の現状です。それに効果的に機能するような労働委員会、労働行政のシステムを我々は考えなければいけないのだろうと思つています。

○菅野 ほかにいかがでしょうか。もし会場からありませんでしたら、パネラーの方

で補足はおありますか。少し早目ですが、

もしなければこのぐらいで終わりにしてもいいかと思います。

